

岸和田市農業委員会
第36回（令和5年5月）総会議事録

1 日時 令和5年5月10日（水） 午後1時30分～午後2時15分

2 場所 桜台市民センター3階 講座室4

3 議案（その1）

議案第1号 小作料認可書等の抹消について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

議案（その2）

報告第1号 専決処分の報告について

（専決処分第1号） 農地法第18条第6項の規定による解約通知確認について

（専決処分第2号） 農地の使用貸借の解約通知確認について

（専決処分第3号） 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について

（専決処分第4号） 農地法第5条の規定による届出に係る取消届の受理について

（専決処分第5号） 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について

4 出席委員 13名（定数14名）

委員	1番	溝上重藏	委員	2番	籾 広司
〃	3番	小山長藏	〃	4番	谷口敏信
〃	5番	赤坂哲次	〃	6番	近道泰光
〃	7番	西川徳良	〃	8番	今本一成
〃	9番	田中隆治	〃	10番	池本広一
〃	11番	木下良三	〃	12番	岸 義修
〃	13番	南 加代子	〃	14番	永野六博

出席推進委員 12名（定数12名）

推進委員	1番	奥 和 憲	推進委員	2番	木岡 幸雄
〃	3番	植 田 功	〃	4番	一ノ瀬 清 司
〃	5番	藤原政則	〃	6番	川上勝次
〃	7番	池田八郎	〃	8番	坂田正行
〃	9番	西田 寛	〃	10番	樋口忠俊
〃	11番	花田純一	〃	12番	辻阪澄男

5 欠席委員

池本委員

6 出席事務局職員

船橋局長、高橋次長、和田参事、濱担当員

木下議長(以下「議長」という)、定刻に着席。

議 長 それでは、本日、第36回総会を始めさせていただきます前に、本日の委員出席状況を事務局から報告いたします。

事務局 本日の委員出席状況をご報告いたします。

農業委員14名の内13名、推進委員12名の内12名の出席で、現に在任する委員の過半数の出席が認められます。

したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会議は成立しております。

以上でございます。

議 長 次に、本日の議事録署名者を私からご指名申しあげます。6番 近道泰光委員、7番 西川徳良委員のご両名をお願い申し上げます。

議 長 それでは、議案の審議に入ります。

議案第1号「小作料認可書等の抹消について」を上程し、議題といたします。

議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 それでは、上程されました議案第1号につきましてご説明いたします。

議案書（その1）1ページをお願いいたします。

本件は、小作事項の整備に関する要綱第6条第4号の規定による小作料認可書等の抹消で、1ページのとおり1件でございます。

本件については、事前に行われた地区協議会において、実体上小作地でないま

ま 10 年以上が経過し、関係各位に確認したところ、事実関係に相違なく、今回所定の抹消要件のすべてを満たしているものと報告を受けております。

以上でございます。

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第 1 号 1 番について、山直下地区協議会から審議の結果を報告願います。

山直下地区協議会会長 それでは、山直下地区協議会における議案第 1 号 1 番の農地について、審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる 5 月 8 日、いずみの農協山直下支店において慎重に審議した結果、原案のとおり抹消することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 山直下地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、議案第 1 号は原案のとおり抹消するものと決しましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号は原案のとおり抹消するものと決しました。

議長 次に、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請承認について」を上程し、議題といたします。

議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 上程されました議案第 2 号についてご説明いたします。

議案書（その 1） 2 ページをお願いいたします。

本件は、農地法第 3 条の規定による所有権移転が 3 件でございます。

1 番から 3 番について、事前に行われた地区協議会において、現地調査及び申請内容を慎重に審査した結果、保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況から、耕作に供すべき農地を効率的にすべて利用できるものと見込まれます。また年間の農業従事日数から、必要な農作業に常時従事でき、更に信託による権利取得ではなく、また転貸にもあたらず、周辺の農地の効率的な利用を妨げるものでもありません。したがって、許可要件のすべてを満たしているものと報告を受けております。

以上でございます。

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、各地区協議会から審議の結果を報告願います。

まず、議案第2号1番について、有真香地区協議会から審議の結果を報告願います。

有真香地区協議会会長 それでは、有真香地区協議会における議案第2号1番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる5月10日、いずみの農協有真香支店において慎重に審議した結果、原案のとおり許可することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 次に、議案第2号2番について、東葛城・山滝地区協議会から審議の結果を報告願います。

東葛城・山滝地区協議会会長 それでは、東葛城・山滝地区協議会における議案第2号2番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる5月1日、いずみの農協山滝支店において慎重に審議した結果、原案のとおり許可することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 続いて、議案第2号3番について、山直上地区協議会から審議の結果を報告願います。

山直上地区協議会会長 それでは、山直上地区協議会における議案第2号3番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる5月9日、いずみの農協山直上支店において慎重に審議した結果、原案のとおり許可することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 各地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第2号は原案のとおり許可するものと決ましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり許可するものと決しました。

議長 次に、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」及び議案第4号「引

き続き農業経営を行っている旨の証明について」を上程し、議題といたします。

議案第3号及び議案第4号について、この議案は私、木下委員に係る案件が含まれるので、農業委員会等に関する法律第31条第1項に基づき、私、木下委員は議事に参与することができない為、この案件の間は、議長を谷口職務代理にお願いいたします。

【木下委員の名札をふせる】

【議長は谷口職務代理に変更】

議長代理 (職務代理) まず、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」の議案の内容を、事務局から説明いたします。

事務局 上程されました議案第3号についてご説明いたします。

議案書(その1)3ページをお願いいたします。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、岸和田市長が農用地利用集積計画を作成するにあたり、岸和田市長から本委員会に意見を求めたものでございます。作成する農用地利用集積計画は3ページ、4ページの一覧表のとおり7件でございます。

5ページは岸和田市長からの依頼文の写しであり、6ページ、7ページは計画案でございます。

設定する利用権ですが、3ページ、4ページの農用地利用集積計画一覧表のとおり、1番の設定する利用権は賃借権で、期間は告示日から5年間、2番の設定する利用権は賃借権で、期間は令和5年5月15日から令和11年5月14日まで、3番の設定する利用権は使用貸借権で、期間は令和5年6月1日から令和15年5月31日まで、4番、6番及び7番の設定する利用権は使用貸借権で、期間は令和5年6月1日から令和10年5月31日まで、5番の設定する利用権は使用貸借権で、期間は令和5年8月1日から令和15年7月31日まででございます。

これらの件につきまして、事前に行われた地区協議会において、現地調査及び内容を慎重に審査した結果、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、制度の目的にかなっているため、妥当であると報告を受けております。

以上でございます。

議長代理 (職務代理) 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委員 なし

議長代理 (職務代理) 質疑、ご意見がないようですので、各地区協議会から審議の結果を報告願います。

まず、議案第3号1番、2番について、有真香地区協議会から審議の結果を報告願います。

有真香地区 それでは、有真香地区協議会における議案第3号1番から2番の農地に対する

協議会会長 審議の結果を報告いたします。
本件に関しまして、さる5月10日、いずみの農協有真香支店において慎重に審議した結果、原案のとおり決定することに異議ないものと決しました。
以上でございます。

議長代理 (職務代理) 続いて、議案第3号3番について、山直上地区協議会から審議の結果を報告願います。

山直上地区協議会会長 それでは、山直上地区協議会における議案第3号3番の農地に対する審議の結果を報告いたします。
本件に関しまして、さる5月9日、いずみの農協山直上支店において慎重に審議した結果、原案のとおり決定することに異議ないものと決しました。
以上でございます。

議長代理 (職務代理) 続いて、議案第3号4番について、南掃守地区協議会から審議の結果を報告願います。

南掃守地区協議会会長 それでは、南掃守地区協議会における議案第3号4番の農地に対する審議の結果を報告いたします。
本件に関しまして、さる5月2日、いずみの農協南掃守支店において慎重に審議した結果、原案のとおり決定することに異議ないものと決しました。
以上でございます。

議長代理 (職務代理) 続いて、議案第3号5番から7番について、山直下地区協議会から審議の結果を報告願います。

山直下地区協議会会長 それでは、山直下地区協議会における議案第3号5番から7番の農地に対する審議の結果を報告いたします。
本件に関しまして、さる5月8日、いずみの農協山直下支店において慎重に審議した結果、原案のとおり決定することに異議ないものと決しました。
以上でございます。

議長代理 (職務代理) 各地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委員 なし

議長代理 (職務代理) 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第3号は原案のとおり決定するものと決ましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長代理 (職務代理) ご異議なしと認めます。
よって、議案第3号は原案のとおり決定するものと決しました。

議長代理 (職務代理) 次に、議案第4号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を上程し、議題といたします。

議長代理
(職務代理) 議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 上程されました、議案第4号についてご説明いたします。
議案書(その1) 8ページ、9ページをお願いいたします。
本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている、すなわち、相続税納税猶予を受けている者が適用農地で引き続き農業を行っている旨を証明するもので、8ページ、9ページの一覧表のとおり6件でございます。
これらの件につきまして、事前に行われた地区協議会において、現地調査及び内容を慎重に審査した結果、要件を満たしているものと報告を受けております。
以上でございます。

議長代理
(職務代理) 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委員 なし

議長代理
(職務代理) 質疑、ご意見がないようですので、各地区協議会から審議の結果を報告願います。
まず、議案第4号1番の内土生郷地区について、中央・土生郷地区協議会から審議の結果を報告願います。

中央・土生郷地区協議会会長 それでは、中央・土生郷地区協議会における議案第4号1番の内土生郷地区の農地に対する審議の結果を報告いたします。
本件に関しまして、さる5月8日、いずみの農協土生郷支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。
以上でございます。

議長代理
(職務代理) 続いて、議案第4号1番の内、有真香地区の農地について、有真香地区協議会から審議の結果を報告願います。

有真香地区協議会会長 それでは、有真香地区協議会における議案第4号1番の内、有真香地区の農地に対する審議の結果を報告いたします。
本件に関しまして、さる5月10日、いずみの農協有真香支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。
以上でございます。

議長代理
(職務代理) 続いて、議案第4号1番の内、南掃守地区の農地について、南掃守地区協議会から審議の結果を報告願います。

南掃守地区協議会会長 それでは、南掃守地区協議会における議案第4号1番の内、南掃守地区の農地に対する審議の結果を報告いたします。
本件に関しまして、さる5月2日、いずみの農協南掃守支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。
以上でございます。

議長代理 続いて、議案第4号2番から4番について、八木・城北・春木地区協議会から

(職務代理) 審議の結果を報告願います。

八木・城北・春木地区協議会会長
それでは、八木・城北・春木地区協議会における議案第4号2番から4番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる5月1日、いずみの農協城北支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長代理 (職務代理) 続いて、議案第4号5番から6番について、山直下地区協議会から審議の結果を報告願います。

山直下地区協議会会長
それでは、山直下地区協議会における議案第4号5番から6番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる5月8日、いずみの農協山直下支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長代理 (職務代理) 各地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委員
なし

議長代理 (職務代理) 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第4号は原案のとおり証明するものと決ましてご異議ございませんか。

委員
異議なし

議長代理 (職務代理) ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり証明するものと決しました。

木下委員に係る議案を含む審議が終了しましたので、木下委員は議事に参与していただき、議長は木下会長に交代いたします。

【木下委員の名札を戻す】

議長
次に、議案書（その2）専決処分の報告に移ります。

報告第1号 専決処分の報告について

(専決処分第1号) 農地法第18条第6項の規定による解約通知確認について

(専決処分第2号) 農地の使用貸借の解約通知確認について

(専決処分第3号) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について

(専決処分第4号) 農地法第5条の規定による届出に係る取消届の受理について

(専決処分第5号) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について

以上を一括して報告いたします。

報告の内容は、事務局から説明いたします。

事務局

議案書（その2）をお願いいたします。

上程されました1ページの報告第1号「専決処分の報告について」、岸和田市農業委員会に関する規定第19条の規定により、別紙の専決処分第1号から第5号までの5件につきまして、一括して専決処分を行ったことをご報告いたします。

次に、専決処分を行った2ページから12ページの専決処分第1号から第5号までの5件につきまして、一括してご説明いたします。

上程されました専決処分は、いずれも令和5年3月22日から4月20日までに届出等がなされたものであります。

まず、専決処分第1号「農地法第18条第6項の規定による解約通知確認について」ですが、2ページの一覧表のとおり1件でございます。

これは、借借人と貸貸人との間で合意解約したものでございます。

次に、専決処分第2号「農地の使用貸借の解約通知確認について」ですが、3ページの一覧表のとおり2件でございます。

これは、使用貸人と使用借人との間で合意解約したものでございます。

次に、4ページの専決処分第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について」ですが、農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域内における、所有者自ら農地を農地以外の用途に転用する届出で、5ページ、6ページの一覧表のとおり、4月3日から4月10日までが1件、4月11日から4月20日までが1件の合計2件でございます。

次に、7ページの専決処分第4号、「農地法第5条の規定による届出に係る取消届の受理について」ですが、8ページの一覧表のとおり、令和5年4月3日から4月10日に出された取消届が1件でございます。

最後に、9ページの専決処分第5号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について」ですが、農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内における農地転用の届出が、10ページから12ページの一覧表のとおり、3月22日から3月31日までが6件、4月3日から4月10日までが1件、4月11日から4月20日までが3件の合計10件でございます。

以上、専決処分第1号から第5号は、法定記載事項及び所定の添付書類等について、内容を慎重に審査した結果、適法でありました。したがって、会長が専決処分したものでございます。

以上でございます。

議長

報告の説明が終わりました。質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委員

異議なし

議長

質疑、ご意見がないようですので、これで本報告を終わります。

以上で、予定しておりました議題は、全て終了しました。慎重審議を賜り、誠

に有難うございました。

委員さんから何かございませんか。

特段ないようですので、これで第 36 回総会を閉会いたします。

令和 5 年 5 月 10 日

議 長 木 下 良 三

委 員 近 道 泰 光

委 員 西 川 徳 良